

事業系ごみの 分け方・出し方

東 広 島 市



東広島市
観光マスコット
「のん太」

目 次

はじめに	1
廃棄物の区分と事業者の責務	1
不法投棄・屋外焼却・市外処理の禁止	2
事業系ごみの処理の流れ	3
事業系一般廃棄物を処理するための手続き	4
事業系一般廃棄物（固形状）収集運搬許可業者名簿	6
産業廃棄物（法定 20 品目）	7
事業系ごみの分別と排出方法	9
事業系ごみ指定袋及び処理券	13
引越しごみ・一時多量ごみの処理	13
事業系ごみ指定袋取扱場所一覧表	14
ごみ処理施設	15
家電 4 品目・パソコンの処理について	16
3 R とごみ減量の取組み	17
古紙のリサイクル	18
食品ロスの削減について	19
機密文書の資源化について	20
消火器の処分について	21
事業系ごみの出し方 Q&A	22

はじめに

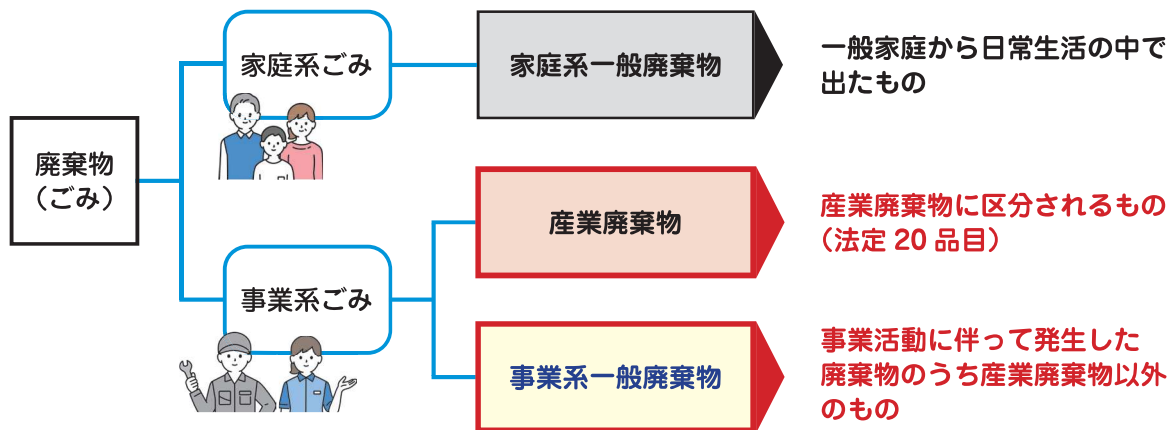
東広島市の廃棄物処理施設には、毎年約6.3万トンのごみが搬入されます。そのうち事業所から出る事業系一般廃棄物は約2.7万トンで、全体のおよそ4割を占めています。これらの中には、資源として再利用できる紙類など、リサイクル可能なものも多く含まれています。

本ガイドブックは、事業所の皆さま向けに事業系ごみの正しい出し方や減量・リサイクルの方法などの要点をまとめたものです。本ガイドブックを参考に、事業系ごみの分別・リサイクルの推進のための取組みにご協力いただければ幸いです。

廃棄物の区分と事業者の責務

廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類を「産業廃棄物」と定め、それ以外を事業系一般廃棄物としています。



- **事業活動**とは、会社・工場・事務所・店舗など営利を目的とする活動だけでなく、病院・学校・官公署など公共サービスなどや非営利の各種団体（NPOなど）・宗教法人なども含みます。また、個人営業や農林水産業のごみも対象です。
- 事業活動に伴って発生した廃棄物がすべて産業廃棄物になるわけではありません。

事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、資源の有効化利用の促進に関する法律など、ごみの削減・リサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責務が明確に定められています。

廃棄物に関する事業者の責務 【廃棄物処理法 第3条】

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

自己処理責任

ごみの減量

市施策への協力

不法投棄・屋外焼却・市外処理の禁止

事業系ごみの処理に関して、市内で下記のような法令違反が見られます。くれぐれも法令違反にならないようご注意ください。

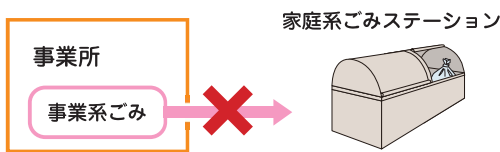
- ◆ 事業系ごみは、家庭系ごみステーションに出せません。
- ◆ 事務所兼住居の場合は、事業系ごみと家庭系ごみを別々に処理してください。

【廃棄物処理法 第 16 条】 何人も、**みだりに廃棄物を捨ててはならない。**（投棄禁止）

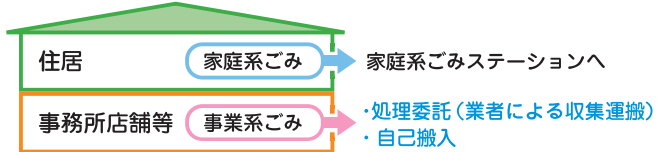
【同第 25 条】 次の各号いずれかに該当する者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。（法人は 3 億円以下の罰金）

(14) 第 16 条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

- 事業系ごみを家庭系ごみステーションに出す行為は不法投棄と見なされます。



- 事務所や店舗等と住居が同一建物であっても、それぞれ分別して適正に処理してください。



- ◆ 屋外焼却（野焼き）は禁止されています。

【廃棄物処理法 第 16 条の 2】

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、**廃棄物を焼却してはならない。**（焼却禁止）
（屋外焼却の例外）

- ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却（**適法な焼却炉**での焼却等）
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却（地域行事のどんど焼き、キャンプファイヤー、刈草の焼却、畦焼きなど）



【同第 25 条】

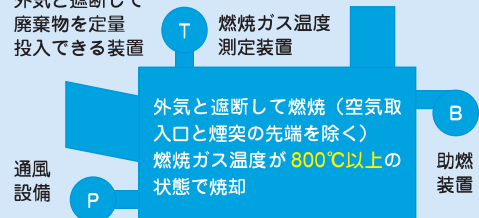
5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。（法人は 3 億円以下の罰金）

(15) 第 16 条の 2 の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

適法な焼却炉
（イメージ）

- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと
- ・ 煙突の先端から火炎や基準を超える黒煙を出さないこと
- ・ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと

外気と遮断して廃棄物を定量投入できる装置



※ 焼却炉の設置にあたっては、ごみの種類や処理能力によって、届出や許可が必要になります。

※ 事業系ごみを焼却した後の灰は、産業廃棄物「燃え殻」として処分する必要があります。

- ◆ 一般廃棄物は市外で処理できません。

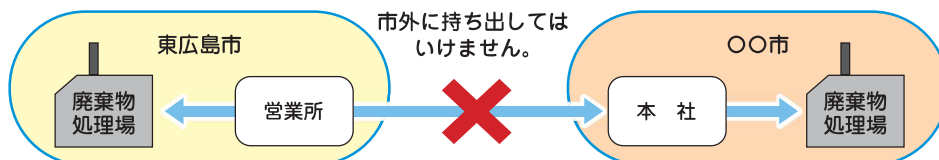
【廃棄物処理法（関係条文抜粋）】

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

第 6 条の 2 **市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。**

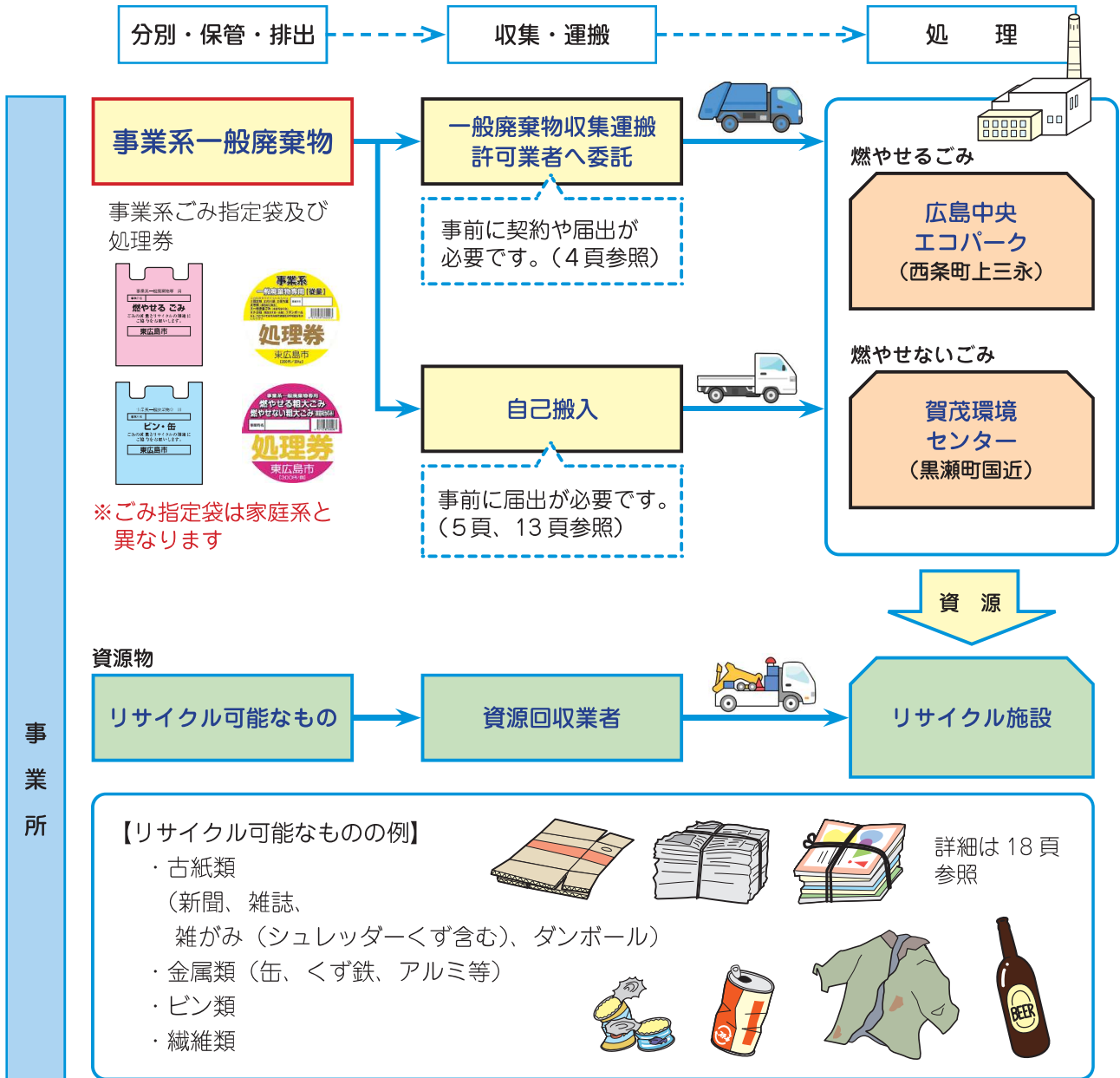
市外処理の例
（イメージ）



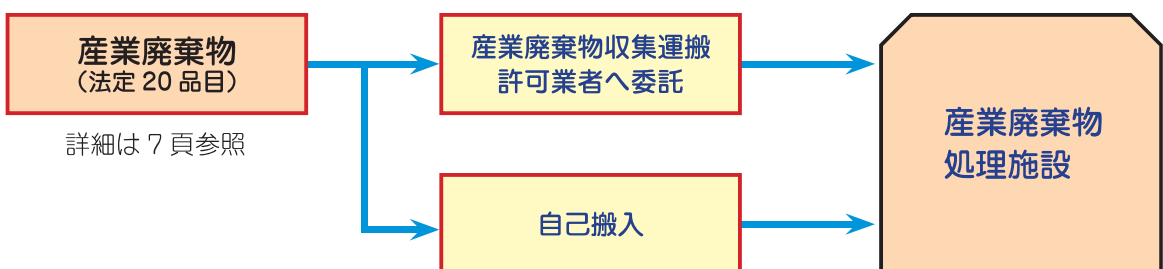
※ 産業廃棄物や資源ごみは市外での処理が可能です。

事業系ごみの処理の流れ

事業所から出るごみ（事業系ごみ）は、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に区分されますが、事業系ごみには資源として**リサイクル可能なもの**がたくさん含まれています。再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。



※産業廃棄物は県の管轄です。

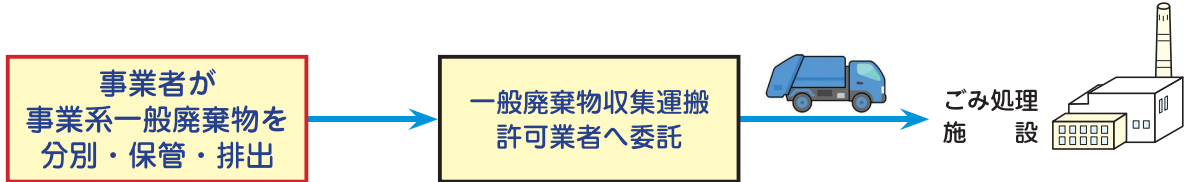


事業系一般廃棄物を処理するための手続き

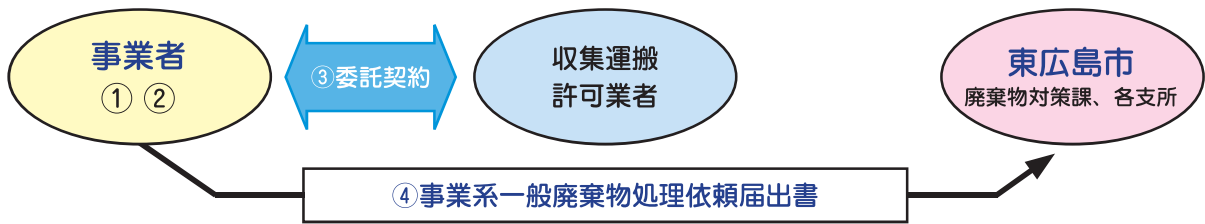
事業系一般廃棄物を排出する場合、以下の2つの方法があり、手続きが必要です。

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合
- (2) 自ら処理施設に搬入する場合（自己搬入）

(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合



【手続き】（手順の番号と図の中の番号が対応しています）



【手順】

- ① 事業系一般廃棄物の種類と量の把握
- ② 一般廃棄物収集運搬許可業者の選定
※ 1
廃棄物の種類、収集方法、料金等を相談
※ 1
市の許可を受けた「一般廃棄物収集運搬許可業者」へ収集を依頼してください。（6頁参照）
- ③ 一般廃棄物収集運搬許可業者と処理委託契約を締結
- ④ 事業系一般廃棄物処理依頼届出書の作成、市への届出

※届出書の様式は市のホームページからダウンロードできます。

事業系一般廃棄物処理依頼届出書記入例

事業系一般廃棄物処理依頼届出書

令和 3年 10月 1日

東広島市長様

申請者 住所 東広島市●●●●●●●●
 名称 ●●●●●●株式会社
 代表者名 代表取締役●●●●●●●●
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

事業系一般廃棄物の処理について、東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例第8条の規定により、次のとおり届出ます。

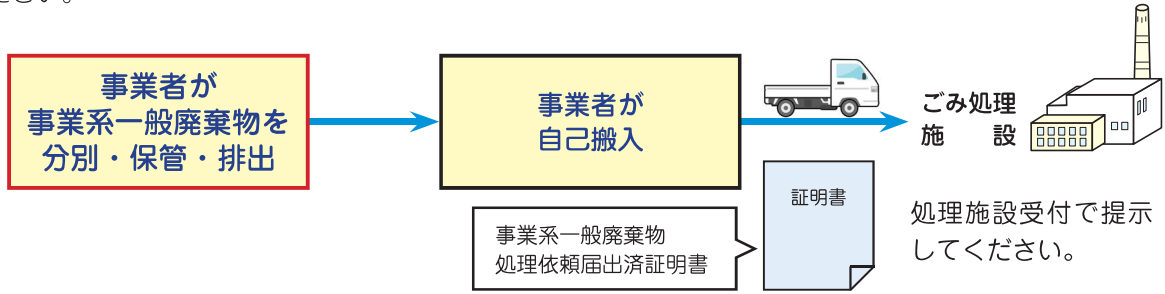
事業所の名称	●●●●●●株式会社	
事業の内容	●●●●業	
所在地	東広島市●●●●●●●●	
電話番号及び担当者名	ℓn002 - ●●●● - ●●●●	担当者名 ●●●●
利用施設名	広島中央エコパーク (燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ)	賀茂環境センター (ビン・缶)
廃棄物の種類 (代表的な排出廃棄物)	紙類	ビン・缶
廃棄物の排出量	3 t / kg / 日	1 t / kg / 日
排出の頻度	毎日・週・月・その他 () 2 回	毎日・週・月・その他 () 1 回
保管場所 (ストックヤード)	容積 縦 1 m × 横 2 m × 高さ 2 m = 4 m ³	保管可能日数 3 日
施設への搬入方法	自己搬入・許可業者(業者名 ●●●●)	
搬入車両番号 (自己搬入の場合)		
特記事項		
処理依頼開始日	令和 3年 10月 4日	

許可業者に委託する場合

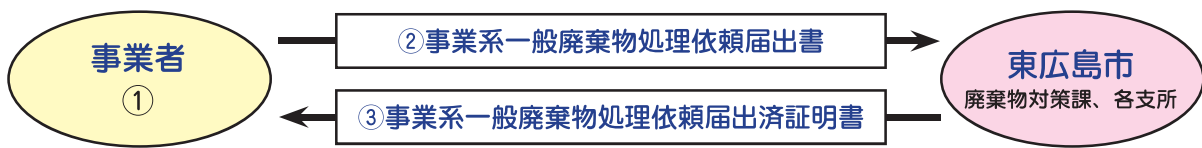
※許可業者による収集運搬と自己搬入のいずれも行うような場合は、両方に「○」をしてください。

(2) 自ら処理施設に搬入する場合（自己搬入）

自己搬入する場合、「事業系一般廃棄物処理依頼届出済証明書」が必要です。下記の手順で手続きを行ってください。



【手続き】（手順の番号と図の中の番号が対応しています）



【手順】

- ① 事業系一般廃棄物の種類と量の把握
- ② 事業系一般廃棄物処理依頼届出書の作成、市への届出
- ③ 届出を受理した後、「事業系一般廃棄物処理依頼届出済証明書」を発行しますので、自己搬入される際は、処理施設の受付で提示してください。

※届出書の様式は市のホームページからダウンロードできます。

事業系一般廃棄物処理依頼届出書記入例	
事業系一般廃棄物処理依頼届出書	
令和 3 年 10 月 1 日	
東広島市長様	
申請者住所 東広島市●●●●●●●●	
名称 ●●●●●●株式会社	
代表者名 代表取締役●●●●●●●●	
<small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)</small>	
事業系一般廃棄物の処理について、東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例第8条の規定により、次のとおり届出ます。	
事業所の名称	●●●●●●●●株式会社
事業の内容	●●●●業
所在地	東広島市●●●●●●●●
電話番号及び担当者名	〒082-●●●●-●●●● 担当者名 ●●●●
利用施設名	広島中央エコパーク (貯めせるごみ、燃やせる粗大ごみ) 賀茂環境センター (ビン・缶)
廃棄物の種類 (代表的な排出廃棄物)	紙類 ビン・缶
廃棄物の排出量	1 t (kg) / 日 0.3 t (kg) / 日
排出の頻度	毎日・週・月、その他 () 毎日・週・月、その他 ()
保管場所 (ストックヤード)	容積 縦 1 m × 横 2 m × 高さ 2 m = 4 m ³ 保管可能日数 30 日
施設への搬入方法	自己搬入、許可業者 (業者名)
搬入車両番号 (自己搬入の場合)	広島 500 あ 1234
特記事項	
処理依頼開始日	令和 3 年 10 月 4 日

自己搬入の場合

※許可業者による収集運搬と自己搬入のいずれも行うような場合は、両方に「○」をしてください。

事業系一般廃棄物（固形状）収集運搬許可業者名簿

東広島市において一般廃棄物を収集運搬できる業者は、次の表のとおりです。

※許可を持っていない者が、他人のごみを運ぶことはできません。

※一般廃棄物（固形状）収集運搬許可業者は区域によって異なります。他区域の業者に収集運搬を委託することはできません。

（令和7年12月末現在）

区 域	許可業者名	所 在 地	電話番号
西条町 八本松町 志和町 高屋町	㈱都市ビルサービス	東広島市八本松町原 4792	082-429-3737
	オスカー管財㈱	東広島市西条町助実 1636-1	082-423-5652
	(有)瀬野川総業	東広島市高屋町杵原 3303-1	082-434-1932
	㈱原田金属クリーナー	東広島市志和町冠 2666	082-433-3688
	共栄興産㈱	東広島市八本松町原 2668-2	082-429-2524
	㈱アンドー	東広島市吉川工業団地 8-10	082-420-9022
	ダイナミック商事㈱	東広島市八本松東 3-11-18	082-420-1217
	㈱後藤組	東広島市西条町御園宇 2530-5	082-423-5469
	(有)西条金属	東広島市西条町西条 139	082-422-6042
	東広島環境開発センター(有)	東広島市高屋町高屋東 1903-1	082-434-5977
	㈱きやま商会	東広島市西条町御園宇 765	082-423-8315
	黒瀬町	(有)心祥	東広島市黒瀬町丸山 1432
㈱都市ビルサービス		東広島市八本松町原 4792	082-429-3737
福富町	㈱都市ビルサービス	東広島市八本松町原 4792	082-429-3737
豊栄町	(有)山崎金属	三原市大和町下徳良 2456-3	0847-33-0070
河内町	(有)新空港産業	東広島市河内町下河内 10194-28	082-437-1535
	(有)山陽美研	東広島市河内町中河内 783-10	082-437-2350
	㈱河谷商店	東広島市河内町入野 1199-1	082-437-1312
安芸津町	㈱ニシアケ	東広島市安芸津町風早 10541-1	0846-46-1117
	(有)松岡環境サニタニ	東広島市安芸津町三津 4724-2	0846-45-2795
	㈱カワノ	東広島市安芸津町風早 541-1	0846-45-0016
	松岡鋼業㈱	東広島市安芸津町三津 1433	0846-45-1525

産業廃棄物には、業種が指定されるものと業種が指定されないものがあります

種類	対象となる業種	内容・具体例
① 燃え殻	<p>【業種指定なし】 あらゆる事業活動に伴うもの</p>	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
② 汚泥		工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの (1) 有機性汚泥：下水汚泥、ピルピット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 (2) 無機性汚泥：めっき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
③ 廃油		潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
④ 廃酸		硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等 ※中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。
⑤ 廃アルカリ		石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等 ※中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。
⑥ 廃プラスチック類		合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類 廃ポリウレタン、廃ペーカライト（プリント基板等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
⑦ ゴムくず		天然ゴムくず（合成ゴムくずは、廃プラスチック類） 切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムであるため廃プラスチック類）
⑧ 金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
⑨ ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず		(1) ガラスくず：廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンブルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 (2) コンクリートくず：製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く） (3) 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、レンガ破片、瓦破片等 (4) 廃石膏ボード
⑩ 鉱さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、キューボラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、不良石炭、鉱じん、鑄物廃砂、サンドプラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）等
⑪ がれき類		工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く） コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
⑫ ばいじん		電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等

種類	対象となる業種	内容・具体例
⑬ 紙くず 【業種指定】	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る） パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る） 出版業（印刷出版を行うものに限る） 製本業及び印刷加工業 【業種指定なし】 PCB が塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
⑭ 木くず（竹含む） 【業種指定】	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る） 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む） パルプ製造業及び輸入木材の卸売業 物品賃貸業に係るリース物品 【業種指定なし】 貨物の流通のために使用したパレット 【業種指定なし】 PCB が染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。）、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出されるリース物品（家具、器具等）、貨物流通用パレット（貨物の荷役、輸送又は保管のために単位数量単位で載せる台）等
⑮ 繊維くず 【業種指定】	建設業（工作物の新築、改築または除去により生じたものに限る） 繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず 【業種指定なし】 PCB が染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、ロープ、建設現場から排出される繊維くず等
⑯ 動植物性残さ 【業種指定】	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	(1) 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶詰・ビン詰不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻等 (2) 植物系残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、葉草かす、油かす等 ※魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物に該当
⑰ 動物系固形不要物 【業種指定】	と畜業、食鳥処理業	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処分した食鳥の固形状の不要物
⑱ 動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿
⑲ 動物の死体 【業種指定】	畜産農業	同上の家畜の死体
⑳ 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱のそれぞれに該当しないもの。（有害汚泥のコンクリート固化物、灰の熔融固化物など）	

※上記の他、爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物は、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に分類されます。

産業廃棄物の処理について

産業廃棄物は、市の施設では処理できません。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。

産業廃棄物に関する問い合わせ	産業廃棄物処理業者の紹介
広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課 ☎ 082-422-6911（代表）	一般社団法人 広島県資源循環協会 ☎ 082-247-8499

事業系ごみの分別と排出方法

資源 リサイクル可能なもの
 一廃 事業系一般廃棄物
 みなし一廃★ 本来は産業廃棄物ですが、一般廃棄物として収集可能なもの
 産廃 産業廃棄物

品目	具体例	排出方法	産廃区分・注意点
古紙	新聞 雑誌・雑がみ ダンボール シュレッターくず 	資源 資源回収業者に依頼してください。 ※事業系ごみ【燃やせるごみ】としても出せませんが、できるだけ資源回収にご協力をお願いします。	【特定業種】 産廃 建設業（建物の建築増築・改築・解体により生じたもの）、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷加工業などから出る紙くずは 産業廃棄物（紙くず） です。
	ダンボール （汚れなどで資源化が不可能なものに限る） 	一廃   処理券（事業系【従量】⑦ダンボール） 事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】	
資源化できない紙類・布類など	紙くず、ティッシュペーパー、写真、コーティングされた紙、防水加工の紙、レシート、感熱紙、複写の紙、圧着はがき、シール、汚れ・匂いやテープ付きの紙、紙オムツなど資源化できない紙類、資源化できない布類、履物など 	一廃  事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】	
繊維くず	天然繊維（毛布、木綿布、絹、じゅうたん）、制服・作業服（綿・絹などの天然繊維製のもの）など  ※化学繊維製は 産業廃棄物	一廃  事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】 ※リサイクル可能な古布は、できるだけ サイクル してください。	【特定業種】 産廃 建設業（建物の建築増築・改築・解体により生じたもの）、繊維工場などから出る繊維くずは、 産業廃棄物（繊維くず） です。 ※化学繊維製のもの は業種に関係なく産業廃棄物（廃プラスチック） になります。
厨芥類・生ごみ	食品の売れ残り、料理の食べ残し、飲食店の厨房などから出る調理くず、茶殻、コーヒー殻、果物の皮など 	一廃  事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】 ※ しっかり水切り をしてごみ指定袋に入れてください。 食品ロス削減にご協力をお願いします。 （詳細は19頁参照） 特に、食品関連事業者は「食品リサイクル法」に基づき、減量・リサイクルの取組みをお願いします。	【特定業種】 産廃 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業などから出る動植物性残さは 産業廃棄物（動植物性残さ） です。

品目	具体例	排出方法	産廃区分・注意点
プラスチック類	<p>発泡スチロール、ポリ袋、PPバンド、ペットボトル、トレイ、容器包装プラスチック、CD、DVDメディア、化学繊維製の布、スタyro畳、廃タイヤ、合成ゴムくず、農業用ビニールなど</p>  <p>弁当ガラ、カップ麺の容器、菓子袋、ペットボトル、ポリ袋など</p>  <p>汚れ等で資源化できないトロ箱（発泡スチロール製）</p> 	<p>産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p> <p>みなし一廃★</p>  <p>事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】</p>  <p>処理券（事業系【従量】） ⑥トロ箱（発泡スチロール製）</p>	<p>【全業種】 業種に関係なく、プラスチック類は産業廃棄物（廃プラスチック）になります。</p> <p>★プラスチック類は産業廃棄物（廃プラスチック）ですが、本市では従業員が購入消費した弁当ガラやカップ麺の容器・ペットボトルなどの汚れが取れないもので家庭相当のプラスチック類は、事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】で出してくださいでも構いません。</p> <p>★トロ箱（発泡スチロール）は産業廃棄物（廃プラスチック）ですが、本市では資源化できないものは処理券（事業系【従量】）⑥トロ箱（発泡スチロール製）で出してくださいでも構いません。</p>
木くず類	<p>ごみ指定袋に入る 板くず、木切れ、刈り草、剪定枝、落ち葉、小型木製品</p> 	<p>一廃</p>  <p>事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】</p>	<p>【特定業種】 産廃 建設業（建物の建築増築・改築・解体により生じたもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業などから出る木くずは、産業廃棄物（木くず）です。</p>
	<p>ごみ指定袋に入らない 剪定枝、刈り草、落ち葉、木枠（梱包材に限る）</p> 	<p>一廃</p>  <p>処理券（事業系【従量】） ①剪定枝、②刈り草、③落ち葉、④木枠（梱包材に限る） ※剪定枝については、直径20cm×長さ150cm以下（竹の場合は長さ130cm以下）です。 ※木枠の大きさは180cm×100cm×200cm以内です。</p>	
	<p>ごみ指定袋に入らない木製家具</p> 	<p>一廃</p>   <p>処理券（事業系【粗大ごみ】） 処理券（事業系【従量】） ※原型を成しているもの1個体を1個とする。 ※木製家具の大きさは180cm×100cm×200cm以内です。</p>	

品目	具体例	排出方法	産廃区分・注意点
金属類	<p>スチール製品（机、椅子、棚、ロッカー、ベッド等）、アルミホイール、ハサミ、刃物類、ボルト、ナット、釘、一斗缶以上の大きな缶、押しピン、ホッチキス針、クリップなど</p> 	<p>産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p> <p>みなし一廃★</p>  <p>処理券 (事業系【粗大ごみ】)</p> <p>処理券 (事業系【従量】) ⑤一時多量ごみ (市許可分のみ)</p>	<p>【全業種】 業種に関係なく、金属類は産業廃棄物（金属くず）になります。</p> <p>★金属類は業種に関係なく産業廃棄物ですが、大きさ150cm×120cm×200cm以内で、家庭相当のものについては、燃やせない粗大ごみ（家庭相当）で出していただいても構いません。</p> <p>※1回あたり40kg以下</p> <p>★ハサミや刃物類は業種に関係なく産業廃棄物ですが、家庭相当のものについては、処理券事業系【従量】で出していただいても構いません。</p> <p>※1回あたり20kg以下 事前に市の許可が必要です。 「【事業系】固形状一般廃棄物（引越しごみ・一時多量ごみ）処理確認申請書」（13頁参照）</p>
	鉄くず、アルミくず	<p>産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p> <p>資源 資源回収業者に出していただいても構いません。</p>	
	<p>空き缶、スプレー缶</p>  <p>※家庭相当のもの</p>	<p>産廃 みなし一廃★ 資源</p>  <p>事業系ごみ指定袋【ピン・缶】</p>	<p>★空き缶、空きピンは業種に関係なく、産業廃棄物（金属くず）（ガラスくず）ですが、本市では家庭相当の少量の空き缶や空きピンは、ピン・缶用指定袋（事業系）で出していただいても構いません。</p>
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	<p>空きびん</p>  <p>※家庭相当のもの</p>	<p>※スプレー缶は中身を抜いてから出してください。 資源回収業者に出していただいても構いません。</p>	
	窓ガラス、鏡、コンクリートブロック、瓦、石膏ボードなど	<p>産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p>	<p>【全業種】 業種に関係なく、産業廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず）になります。</p> <p>※蛍光灯・電球は産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。</p>
	<p>コップなどのガラス製食器、茶わん・皿などの陶磁器製食器などの家庭相当のごみのみ</p> 	<p>産廃 みなし一廃★</p>  <p>処理券 (事業系【従量】) ⑤一時多量ごみ (市許可分のみ)</p>	<p>★ガラスくず、陶磁器くずは、産業廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず）ですが、本市では家庭相当のガラス製や陶磁器製食器類は、処理券事業系【従量】で出していただいても構いません。</p> <p>※1回あたり20kg以下 事前に市の許可が必要です。 「【事業系】固形状一般廃棄物（引越しごみ・一時多量ごみ）処理確認申請書」（13頁参照）</p>

品目	具体例	排出方法	産廃区分・注意点
廃油	食用油 機械油 など 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #4a86e8; color: white; border-radius: 5px;">産廃</div> 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 ※食用油の廃油は、できるだけ 資源回収業者 に出してください。	【全業種】 業種に関係なく、廃油は 産業廃棄物（廃油） になります。
電池 バッテリー	乾電池 ボタン電池 充電電池、バッテリー など 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #4a86e8; color: white; border-radius: 5px;">産廃</div> 産業廃棄物処理業者に依頼してください。	【全業種】 業種に関係なく、電池類は 産業廃棄物（汚泥と金属くずの混合物） になります。 ※カーバッテリーは強酸を含みます。廃棄する場合は、薬品類を扱う許可業者に依頼してください。
複合製品	事務機器（FAX、複写機など）、掃除機、DVDプレーヤー、照明器具、電気コード、自転車など複数の素材でできたもの ※家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）やパソコンは16頁参照 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #4a86e8; color: white; border-radius: 5px;">産廃</div> 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 <div style="margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #4a86e8; color: white; border-radius: 5px; margin-right: 10px;">みなし一廃★</div> <div style="text-align: center;">  処理券 （事業系【粗大ごみ】） </div> <div style="text-align: center; margin-left: 20px;">  処理券 （事業系【従量】） ⑤一時多量ごみ （市許可のみ） </div> </div>	【全業種】 業種に関係なく、金属やプラスチックなどが含まれる複合製品は 産業廃棄物 になります。 ★電気ポット、コーヒーメーカー等の小型家電製品や硬質プラスチック製品なども 産業廃棄物 ですが、大きさ150cm×120cm×200cm以内で、 家庭相当 のものについては、事業系【粗大ごみ】で出しても構いません。 ※1回あたり40kg以下 事前に市の許可が必要です。「【事業系】固形状一般廃棄物（引越しごみ・一時多量ごみ）処理確認申請書」（13頁参照） ★ボールペンやシャープペンシルなど 家庭相当 のものについては、事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】で出しても構いません。

事業系ごみ指定袋及び処理券

ごみ指定袋・処理券の代金は、処理施設でのごみ処理に要する経費の一部を負担していただくための「一般廃棄物処理手数料」です。ご理解とご協力をお願いします。

種別	袋・券	容量	金額	1組の枚数
事業系ごみ指定袋	燃やせるごみ用 (赤色)	20 L	300 円/組	10 枚
		45 L	700 円/組	
		90 L	1,400 円/組	
	ビン・缶用 (青色)	30 L	400 円/組	
90 L		1,200 円/組		
処理券	事業系一般廃棄物専用 燃やせる粗大ごみ 燃やせない粗大ごみ (家庭相当のみ)		300 円/枚 (粗大ごみ 1 個につき 1 枚)	
	事業系一般廃棄物専用【従量】 対象：①剪定枝、②刈り草、③落ち葉 ④木枠 (梱包材に限る) ⑤一時多量ごみ (市許可のみ) ⑥トロ箱 (発泡スチロール製) ⑦ダンボール ※⑥と⑦については汚れ等で資源化が不可能なものに限る。		200 円/枚 (1 枚につき 20kg まで)	

引越しごみ・一時多量ごみの処理

事業所の移転や掃除などでごみが多量に出た場合は、事前に廃棄物対策課へ「**【事業系】固形状一般廃棄物(引越しごみ・一時多量ごみ)処理確認申請書**」を提出して市の許可を取り、**処理券(事業系【従量】)**を購入して出してください。



粗大ごみの場合は、**処理券(事業系【粗大ごみ】)**を貼付して出すことも可能です。



(注意) 産業廃棄物は搬入できません。

記入例

【事業系】固形状一般廃棄物(引越しごみ・一時多量ごみ)処理確認申請書 令和 3 年 10 月 15 日

東広島市長 様 申請者 住所 東広島市 ●●●●●●●●
名称 ●●●●●●株式会社
代表者名 代表取締役 ●●●●●●●●
(画 (882) ●●●●●●)

購入予定年月日	令和 3 年 10 月 15 日 ~ 令和 3 年 10 月 22 日 (2 週間以内)	
搬入先処理施設	広島中央エコーパーク (西条町上三本) 資源燃焼センター (黒瀬町園田)	
廃棄物の種類・量	種類	量
	木製組	1
	発泡スチロール	10 本
	ダンボール	3 枚

依頼する業者を 一般廃棄物処理施設許可業者 (●●●●●●)

事業所転居の場合 転居先の住所 番 ()

※この処理確認申請書は、事業系ごみ指定袋により排出し置くごみを処理する施設へ搬入する際に提出してください。
※市廃棄物対策課または各支庁に提出し、確認を受けてください。

課長	参事	課長補佐	係長	係員



事業系ごみ指定袋取扱場所一覧表

(令和7年12月末現在・順不同)

事業系ごみ指定袋は、下記の各店舗サービスカウンターまたはインフォメーションカウンターなどで取り扱っています。
※事業系一般廃棄物用【従量】処理券は市廃棄物対策課、各支所、処理施設で現金で購入してください。

地区名	取扱店	
複数	ひろしま農業協同組合（アグリセンター）	コメリハードアンドグリーン
	ショージ	ローソン
	ウォンツ	ファミリーマート
	ジュンテンドー	ホームプラザナフコ
	ゆめタウン・ゆめマート	セブン-イレブン
	マックスバリュ	ハローズ
	スーパードラッグひまわり	ザグザグ
	くすりのレディ	エブリイ
	ディスカウントドラッグコスモス	
西条	広島大学消費生活協同組合	DCM土与丸店
	フジグラン東広島	ホームセンターユーホー東広島店
	生活協同組合ひろしま（コープ東広島）	ラ・ムー西条店
	ダイレックス東広島店	コーナン ゆめモール西条店
	フレスタ西条店	株式会社岩井事務機
八本松	酒マート・シミズ	岩井商店
	ミスターマックス八本松店	ウエルシア 東広島八本松飯田店
高屋	クスリ岩崎チェーン東広島高屋店	ドラッグセガミ白市駅前店
	くにさわ商会	
福富	福富道の駅 湖畔の里 福富	
河内	Aコープこうち店	満井薬局駅前支店
安芸津	有限会社川本ストアー	有限会社三好商店
	くすりのながい	風早薬局

ごみ処理施設

広島中央環境衛生組合 広島中央エコパーク

【所在地】

東広島市西条町上三永 10759 番地 2

【電話番号】

082-426-0820

【開場日・開場時間】

月～土曜日 8:30～17:00 [年末年始を除く]



広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター

【所在地】

東広島市黒瀬町国近 10427 番地 24

【電話番号】

0823-82-6499

【開場日・開場時間】

月～土曜日 8:30～17:00 [祝日・年末年始を除く]

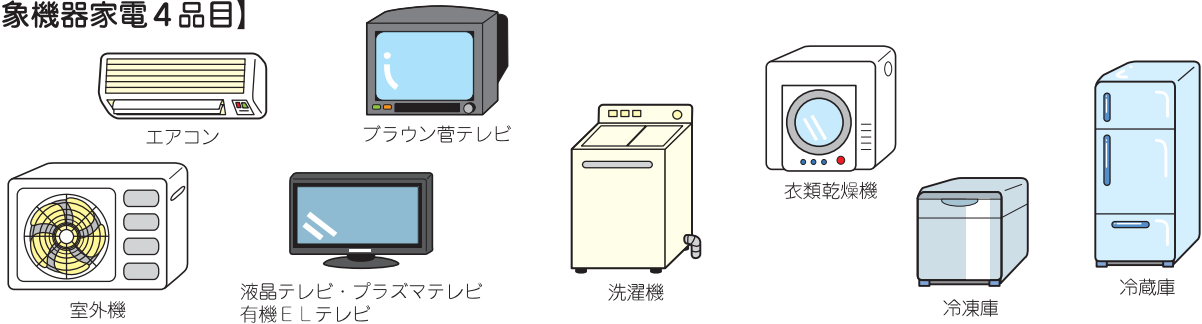


【市が処理できないごみ】家電4品目・パソコンの処理について

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の処理について

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、家電リサイクル法により、リサイクルすることが義務付けられています。販売店などへ引取りを依頼してください。引取りに際し、リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

【対象機器家電4品目】



※家庭用機器を業務用として使用していた場合が対象です。

飲食店で使用する業務用冷蔵庫など業務用として製造・販売されている機器は対象外となりますので、産業廃棄物として処理してください。

【処理方法】

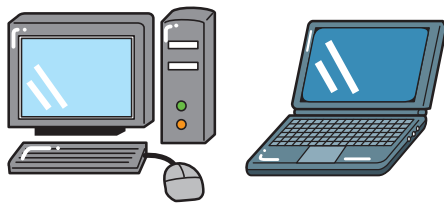
「リサイクル料金」と「収集運搬料金」がかかります。（料金については依頼先にご確認ください。）

① 買い替えの場合	新しい商品を購入する販売店に引取りを依頼
② 買い替えずに処分したい場合	以前購入した販売店に引取りを依頼
③ 買い替えずに処分したいが、購入した店が無い場合（購入店が廃業、引越などで遠方、通信販売など）	以下のいずれかの方法で、製造業者等に引渡し (1) 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し指定引取場所への運搬を行う。 (2) 排出事業者自ら指定引取場所への運搬を行う。 ※いずれも郵便局において家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に運搬を行ってください。

パソコンの処理について

パソコンはパソコンリサイクル法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。

【対象機器（メーカーによって異なります）】 【処理方法】



メーカーがわかっているパソコン	各メーカーの受付窓口へ連絡してください。料金はメーカーにお問い合わせください。
メーカーが無い（自作、メーカーが倒産、輸入販売会社）	産業廃棄物 として適正に処理してください。パソコン3R推進協会にお問い合わせください。

- デスクトップパソコン（本体） ●ノートパソコン
- ディスプレイ一体型パソコン ●ディスプレイ（液晶式、ブラウン管式）

※購入時の標準付属品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も一緒に回収されます。

パソコンリサイクルについて詳しくは

一般社団法人 パソコン3R推進協会	☎ 03-5282-7685	
https://www.pc3r.jp		

3 R とごみ減量の取組み

3 R の推進

<p>①リデュース Reduce (発生抑制)</p>	<p>ごみになるものを買わない、ごみとなるものを作らないなど事業活動を見直す。</p> <p>(例) ◆過剰な包装や梱包を止める。 ◆使い捨ての割りばしや紙コップを、繰り返し使える箸や湯飲みに替える。 ◆ペーパーレスを推進し、紙の使用を控える。 ・メールを利用し、書類等の紙でのやり取りを控える。 ・会議ではパソコンやプロジェクターを利用し、紙資料の配布を控える。 ・ホームページを活用し、カタログやパンフレット等の紙媒体を削減する。 ・紙ファイルから電子ファイルへ切り替える。 ・紙の決裁書から電子決裁へ切り替える。 ・画面表示により確認可能な F A X を導入し、不要な印刷を控える。 ◆印刷枚数の削減を図る。 ・両面印刷、1枚に複数ページ印刷、部数削減で印刷枚数を削減する。 ◆乾電池を充電式電池に切り替え、廃乾電池の排出を抑制する。 ◆照明を長寿命の L E D に替え、廃蛍光管の排出を抑制する。(省電力にもなります) ◆生ごみは水切りをしっかりと行う。</p>
<p>②リユース Reuse (再使用)</p>	<p>繰り返し使う。大切に使う。</p> <p>(例) ◆ファイル等の事務用品を繰り返し使う。 ◆裏紙を使用する。 ◆新聞や搬入された梱包緩衝材を、搬出時に梱包緩衝材として再使用する。 ◆不要になった備品などは、他部署使用や従業員への放出で再使用する。</p>
<p>③リサイクル Recycle (再生利用)</p>	<p>分別を徹底することで、再び資源となるものを資源として再利用する。</p> <p>(例) ◆古紙をリサイクルする。(次ページ参照) (新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、シュレッダーくず) ◆古着をウエスとしてリサイクルする。 ◆生ごみは生ごみ処理機やコンポストで堆肥にする。</p>

ごみ減量化のメリット

◆ コスト削減

ごみの減量・分別の徹底により、「ごみ指定袋の使用枚数の削減」、「収集運搬委託料の削減」、「古紙等有価物の売却益の発生」が考えられるためコスト削減などが期待できます。

◆ 経営の合理化、職場内の活性化





ごみを出さない職場・製品作りを目指すことは、組織や業務工程の合理化・効率化につながります。
また、ごみの減量は一人ひとりが意識を持ち、全員が協力して推し進めることが必要であり、従業員の意識改革にもつながります。

◆ 企業のイメージアップ

地球温暖化等、環境問題への関心が高まっており、リサイクルの推進やごみ減量を積極的に行うことで、企業のイメージアップにつながります。
また、減量やリサイクルは地域住民の方などと協力して取り組むことで、地域貢献にもつながります。

古紙のリサイクル（混ぜればごみ、分ければ資源）



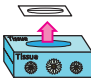

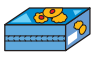

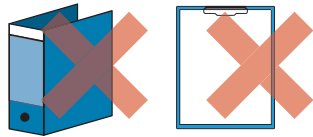

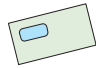
古紙類は4つに分けてできるだけ資源回収業者へ出してリサイクルにご協力をお願いします。

①新聞	②雑誌・雑がみ	③ダンボール	④シュレッダーくず
			

※機密文書の資源化については20頁へ



雑誌・雑がみとして分別する主なもの

雑がみとして分別するもの	注意点	雑がみとして分別するもの	注意点
OA用紙 	<ul style="list-style-type: none"> ×クリップやガチャ玉などは取り除いて、【再利用】 △インデックスはできるだけ取り除いて、【燃やせるごみ】 ○ホッチキスは取り除かなくても構いません。 	カレンダー 	<ul style="list-style-type: none"> ×金属製やプラ製の留め具は外して、【産業廃棄物】
ティッシュの箱 	<ul style="list-style-type: none"> ×取り出し口のビニール部分ははがすか切り取って、【燃やせるごみ】 	紙袋 	<ul style="list-style-type: none"> ×ビニールや布製の持ち手部分は外して、【燃やせるごみ】
お菓子の箱 	<ul style="list-style-type: none"> ×ビニール部分は切り取って、【燃やせるごみ】 ×ビニールコーティングされたものは、【燃やせるごみ】 	紙ファイル 	<ul style="list-style-type: none"> ×綴じ具等は外して、【産業廃棄物】 (注意)パイプ式ファイル、パンダーは、【燃やせるごみ】 
包装紙 	<ul style="list-style-type: none"> ×金・銀色の紙は、【燃やせるごみ】 ×ガムテープやシールの部分ははがすか切り取って、【燃やせるごみ】 	封筒 	<ul style="list-style-type: none"> ×窓付き封筒のビニール部分は切り取って、【燃やせるごみ】
その他	本、ノート、パンフレット、折込広告、名刺、メモ紙、付箋など ※名刺や付箋などの小さな紙は封筒や紙袋に入れて出してください		

◆雑誌・雑がみとして出せないもの◆

混ぜてしまうと、リサイクルに支障が出ます。絶対に混ぜないでください。



レシート・感熱紙



汚れ、テープ付きの紙



匂いのついた紙

その他

- 圧着ハガキ
- ビニールコーティング紙
- 金・銀色の紙
- 合成紙



アルミコーティングの紙



請求書



防水加工の紙



複写の紙（宅配便の伝票等）



写真

⇒ 【燃やせるごみ】 で出してください。

食品ロスの削減について

まだ食べられるのに、包装が破損しているなどの理由から捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」が多く発生しています。食品ロスの発生はもったいないことであり、ごみの増加にもつながります。

フードバンク活動等の紹介

フードバンク活動とは、まだ食べられるのに、様々な理由で廃棄されてしまう食品を集め、食べ物を必要としている福祉施設等へ無償で届ける社会的支援活動です。

対象となる食品

フードバンクの対象となる食品は、主に次の理由から事業者が販売できなくなった食品です



印刷ミスや包装に破損があるもの



販売期限切れにより販売できなくなった在庫



定番カット食品や販売期限を超え返品された食品



新商品や規格変更により店頭から撤去された食品



売れ残り

◆フードバンク東広島（東広島市高屋町中島 415）

食品の提供を希望する場合、毎月3回、8がつく日（8日、18日、28日）10時～12時、13時～15時まで開設しています。開設日に直接持ち込んでください。

※日本語で食品表示があり、1か月以上賞味期限があるもの、常温保存でき未開封のものに限ります。

◆ジャパン・フードバンク・リンク（福山市船町 6-16）

食品の提供を希望する場合、ジャパン・フードバンク・リンクのホームページをご覧ください、入会申込書をジャパン・フードバンク・リンクに提出してください。



食品ロス削減協力店

東広島市では、「ひがしひろしま食品ロスゼロ運動！」をスローガンとして、食品ロスを無くすことを目標に、食品ロス削減啓発に取り組んでいます。この運動に賛同し、食品ロス削減の取り組みを実践する市内の事業者（飲食店、食料品小売店など）を「協力店」として登録しています。

東広島市のホームページに「食品ロス削減協力店」の一覧表を掲載しています。



食品リサイクル

食品リサイクル法では、食品廃棄物のリサイクル等の実施にかかる事業者の責務などを規定しており、同法で定められている食品関連事業者には、食品廃棄物の「発生抑制」「減量」「リサイクル」の取り組みを推進する責任があります。



※食品製造業から出る食品廃棄物は産業廃棄物（動植物性残さ）として適正に処理してください。

【発生抑制・減量】

- ・食材、食品は計画的に仕入れて、無駄の無いように調理しましょう。
- ・廃棄時は、水切りを徹底して減量を図りましょう。

【食品廃棄物のリサイクル】

- ・食品リサイクル業者に収集運搬や処理を委託し、飼料や肥料へリサイクルを進めましょう。
- ・まだ十分に食べられる食品は、フードバンク等（19頁参照）へ提供することも検討してください。

機密文書の資源化について

企業や事業所から出る「機密文書」は、適切に処理するだけでなく、資源として再び活用できる貴重な紙資源です。東広島市では、紙ごみの焼却処理を減らし、環境にやさしい循環型社会を実現するため、機密文書のリサイクルを推進しています。

なぜリサイクルが必要なの？

- ・事業系一般廃棄物の中でも、紙ごみは大きな割合を占めています。
- ・機密文書は焼却ではなくリサイクルすることで、森林資源の保全、温室効果ガスの排出抑制につながります。

機密文書のリサイクルとは？

機密文書は、専門のリサイクル業者で

- ・回収
- ・裁断・溶解などの安全な処理
- ・再生紙やトイレットペーパー等へ再資源化

といった工程を経て、再び資源として活用されます。

このため、情報漏えいの心配をせずに、安心してリサイクルに取り組むことができます。



未来のために、ご協力をお願いします。


機密文書のリサイクルは、環境負荷を減らし、資源の循環を進める大切な取り組みです。東広島市は、皆さまとともに環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

消火器の処分について

国内で製造された消火器はリサイクル処分できます。リサイクルのため消火器の引取りを行える特定窓口（消火器販売店）が市内に6者あります。（令和7年12月末現在）下記消火器販売店にご相談ください。

特定窓口 社名	住所	電話番号
株式会社ムラタ西条営業所	東広島市西条町田口 603-17	082-422-6868
西条防災株式会社	東広島市西条町田口 2931-43	082-425-0789
株式会社アメニティライフ東広島営業所	東広島市西条町寺家 3944-1	082-424-1525
赤防株式会社	東広島市西条町下見 3661-1	082-436-6662
株式会社都市ビルサービス	東広島市八本松町原 4792	082-429-3737
恵消防設備	東広島市黒瀬町楢原東一丁目 1-7	0823-82-7903

消火器のリサイクルについて詳しくは

(社) 日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）	https://www.ferpc.jp/	
☎ 03-5829-6773（9:00～17:00 ただし土日祝日、休日及び12:00～13:00を除く）		



※最新の特定窓口についても、上記ホームページから検索できます。

事業系ごみの出し方 Q & A

Q 1	<p>お店や事業所から出たごみといっても、従業員が飲食後に出した弁当容器など家庭系ごみと変わらないものですが、家庭系ごみステーションに出してはいけませんか。</p> <p>【A】 家庭系ごみステーションは家庭からのごみを集積する場所ですので、事業所からのごみは出すことはできません。従業員が飲食した後の弁当容器は、赤色の事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】に入れて、収集業者と契約した場所等に出してください。</p>
Q 2	<p>飲食店から排出される廃棄物は何に該当しますか。</p> <p>【A】 飲食店から出る食べ残しや調理くずなどの厨芥ごみ、割りばしや紙くずは事業系一般廃棄物です。廃プラスチック類、ガラス・陶器くず、金属くず、廃油等については、業種に関係なく産業廃棄物です。なお、製造した食料品を消費者に販売せず、小売業者等に販売する食品製造業から排出される動植物性残さは、産業廃棄物に該当します。産業廃棄物として適正に処理してください。また、食用油の廃油についてはリサイクルする資源回収業者もありますので、ご検討ください。</p>
Q 3	<p>少量のプラスチック類は事業系一般廃棄物として出してもよいですか。</p> <p>【A】 事業活動に伴うプラスチック類（事務用品など）の廃棄物は、業種に関係なく産業廃棄物（廃プラスチック）となります。ただし、本市では従業員が購入消費した弁当ガラやカップ麺の容器・ペットボトルなどの汚れが取れないもので家庭相当のプラスチック類や家庭相当のプラスチック製の事務用品は、赤色の事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】で出していただいても構いません。</p>
Q 4	<p>アパート・マンションの賃貸業を営んでいますが、敷地内のごみステーションにごみが不法投棄されました。</p> <p>【A】 敷地内のごみステーションは、土地所有者の管理責任となります。管理者が不法投棄物を処理場へ搬入（許可業者委託または自己搬入）するなど責任をもって処理してください。状況がひどい場合は、警察へ相談してください。</p>
Q 5	<p>美容院を営んでいます。切った髪の毛の処分はどのようにしたらよいですか。</p> <p>【A】 切った髪の毛は、事業活動に伴って生じた廃棄物ですが、産業廃棄物の法定 20 品目に該当しません。事業系一般廃棄物【燃やせるごみ】として処理してください。</p>
Q 6	<p>ペットショップの動物の糞の処分はどのようにしたらよいですか。</p> <p>【A】 ペットショップは特定業種「畜産農業」に該当しませんので、事業活動に伴って生じた廃棄物（動物のふん尿）は、産業廃棄物ではなく事業系一般廃棄物【燃やせるごみ】として処理してください。ふん尿が漏れないよう、臭いが出ないように新聞紙などで包んで二重袋にして出してください。</p>
Q 7	<p>許可業者に廃棄物の処理を一任していますが問題はありますか。</p> <p>【A】 廃棄物が許可業者によって事業所から収集運搬された後も、排出した事業者には処理責任があります。事業所から出るごみの種類、排出量、処理方法などの把握が必要です。</p>
Q 8	<p>事務所内で使用していたスチールロッカーなどは事業系一般廃棄物ですか。</p> <p>【A】 事業活動に伴って生じた金属類の廃棄物は、業種に関係なく産業廃棄物（金属類）となります。なお、使用可能なものであれば中古オフィス家具店やリサイクルショップへ問い合わせて、リサイクルもご検討ください。</p>
Q 9	<p>自社の敷地内ならごみの焼却や埋め立てはできますか。</p> <p>【A】 廃棄物処理法により基準に満たない焼却や埋め立ては禁止されており、これに違反した場合は処罰されます。詳細は 2 頁をご参照ください。</p>
Q 10	<p>収集運搬許可業者の委託契約料金は決まっていますか。</p> <p>【A】 契約は事業者と収集運搬許可業者が交わすものですので、双方で相談の上決定されます。</p>



東広島市
観光マスコット
「のん太」

東広島市 生活環境部廃棄物対策課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL：082-420-0926 FAX：082-426-3115



イラスト（ごみ類）の主な出典：経済産業省ウェブサイト（<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>）

2026年3月作成